

(風水害時 防災体制の種類及び発令基準)

対策部長は、次の各号の一つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して、風水害要員配備基準表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 紀伊山系砂防事務所管内に大雨警報が発表され、かつ対策部長が必要と認めたとき 2) 河道閉塞に伴う湛水池が存在する長殿谷の流域に設置した雨量計の連続雨量が100mm以上となり、水位予測計算の結果、越流が予想され、かつ対策部長が必要と認めたとき 3) 栗平川の流域に設置した雨量計の連続雨量が100mm以上となり、崩壊斜面に設置したパイプ歪み計が100 μ /日を超えたとき、または孔内傾斜計が1mm/日を超えたとき 4) 台風が24時間以内に紀伊山系砂防事務所管内周辺に接近し、まとまった降雨が予想され、かつ対策部長が必要と認めたとき 5) その他対策部長が必要と認めたとき 6) 風水害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示したとき
第1警戒体制	1) 紀伊山系砂防事務所管内に土砂災害警戒情報が発表され、かつ対策部長が必要と認めたとき 2) 長殿谷で、河道閉塞に伴う湛水池の水位が上昇し、かつ水位予測計算の結果、概ね6時間以内に越流が予想されるとき 3) 栗平川の崩壊斜面に設置したパイプ歪み計が500 μ /日を超えたとき、または孔内傾斜計が5mm/日を超えたとき 4) 台風が12時間以内に紀伊山系砂防事務所管内周辺を通過または上陸し、まとまった降雨が予想され、かつ対策部長が必要と認めたとき 5) その他対策部長が必要と認めたとき 6) 対策本部長が指示したとき
第2警戒体制	1) 長殿谷で河道閉塞に伴う湛水池からの越流を確認し、河道閉塞土砂が侵食されるおそれがあるとき 2) 栗平川の崩壊斜面に設置したパイプ歪み計が1500 μ /日を超えたとき、または孔内傾斜計が10mm/日を超えたとき 3) 紀伊山系砂防事務所管内ならびに隣接地域において、土石流、地すべり、がけ崩れが発生したとき、または土石流、地すべり、がけ崩れにより重大な被害の発生が予想されるとき 4) その他対策部長が必要と認めたとき 5) 対策本部長が指示したとき
非常体制	1) 紀伊山系砂防事務所管内ならびに隣接地域において、土石流、地すべり、がけ崩れにより重大な土砂災害が発生したとき 2) その他対策部長が必要と認めたとき 3) 対策本部長が指示したとき

※連続雨量とは、無降雨状態が24時間以上の場合は別降雨として扱い、24時間未満の場合は連続雨量とする。

※栗平川は崩壊斜面の挙動が判明するまでの暫定基準とする。

栗平川の崩壊斜面で変状が発生したときは、「4-3 変状・異常報告」により災害対策本部情報連絡班（総土係）及び関係自治体に伝達する。

※ 注意～非常体制については、発令基準のうち一つでも当てはまる場合。

※ 平成23年紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所等については、現場の状態がいまだ不安定な状況にあり、24時間監視を行う必要がある。

また、関係機関との情報伝達が必要となる場合が想定されるため、風水害の防災体制は第1警戒体制発令基準5)に基づき常時から「第1警戒体制」を継続している。

(地震時 防災体制の種類及び発令基準)

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して、地震要員配備基準表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 別表-1の観測点のいずれかにおいて震度4の地震が発生したとき 2) その他、対策部長が必要と認めたとき 3) 地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示したとき
警戒体制	1) 別表-1の観測点のいずれかにおいて震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2) その他、対策部長が必要と認めたとき 3) 対策本部長が指示したとき
非常体制	1) 別表-1の観測点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生したとき 2) 大規模災害が確認されたとき 3) その他、対策部長が必要と認めたとき 4) 対策本部長が指示したとき
解 除	対策部長が、災害発生のおそれが無くなったと判断したとき

(別表-1)

都道府 県名	緊急地震速報で用 いる府県予報区の 名称	緊急地震速報や震度 速報で用いる区域の 名称	郡市区町村名	震度発表名称 (震度観測点)
奈良県	奈良	奈良県	奈良県全域	五條市大塔町辻堂
				吉野郡天川村洞川
				吉野郡十津川村小原
				野迫川村北股
				宇陀市室生大野
				曽爾村今井
				御杖村菅野
				山添村大西
和歌山 県	和歌山	和歌山県南部	田辺市	鮎川（熊野）
				本宮町本宮（三越）
			東牟婁郡[那智勝浦町]	那智勝浦町朝日
			新宮市	磐盾
三重県	三重	三重県中部	名張市	鴻之台
			伊賀市	阿保
			津市	美杉町八知

※<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.php>を参照。